重　要　事　項　説　明　書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当事業があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第１　事業者

事　業　者　名　称	日本開発株式会社
主たる事務所の所在地	愛知県知立市池端三丁目１番地１
法　人　種　別	株式会社
代　表　者　氏　名	伊豫田克史
電　話　番　号	0566－82－3383

第２　ご利用事業

事　業　の　種　類	小規模保育事業Ａ型
事業所の名称	ぴーかぶー有松駅前保育室
事業所の所在地	名古屋市緑区有松2402番地
管　理　者　氏　名	河合由嘉
連　絡　先	電　話　052-618-8868 ＦＡＸ　052-618-8869

第３　事業の目的・運営方針

ぴーかぶー有松駅前保育室（以下、「当事業所」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及びなごや子ども権利条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児（以下、「利用乳幼児」という。)の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

（１）当事業所は、良質かつ適切な内容及び水準の保育の提供を行うことにより全ての子どもが、健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。

（２）当事業所は、自己肯定感をもって人生を送る基盤をつくる乳幼児期の子どもが大人の愛情を感じて、安心して生活できる環境を整え、一人ひとりを大切に保育し、集団の楽しさを味わうようにします。

（３）当事業所は、いついかなる時でも、あらゆる法律を順守し、社会に貢献します。

第４　施設・設備等の概要

（1）施設

敷　　地	敷地全体		89 ㎡
	屋外遊戯場	敷地外	924 ㎡
施　　設	構　　造		鉄骨造
	延べ面積		89 ㎡

（2）主な設備

設　備	居　室　数	備　　考
乳　児　室	1室	
ほ ふ く 室	1室	
保　育　室	1室	
遊　戯　室	0室	
調　理　設　備		

第５　利用定員

認　定　区　分		利　用　定　員
3 号 認 定 子 ど も	満１歳以上	16　人
	満１歳未満	3　人

第６　職員の配置状況

当事業所では、「名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年名古屋市条例第 58 号)」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職　種	員数	常勤	非常勤	備考
管理者	1	1	—	
保育士	10	5	5	
保育従事者	0	0	0	
調理員	2	0	2	

※　その他、必要に応じて職員を配置しております。　　（令和３年４月１日時点）

第７　職員の勤務体制

職　種	勤　務　体　制	備　　考
管理者	8：00　～　17：00	
保育士	早番　7：30　～　14：00 日勤　8：00　～　17：00 遅番　14：00　～　18：30 ＊ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
調理員	10：00　～　14：00	

※　職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。（令和２年４月１日時点）

第８　保育を提供する日、時間

開　所　曜　日		日　・　月　・　火　・　水　・　木　・　金　・　土
開　所　時　間 （延長保育）	平日	7：30　～　18：30
	土曜日	7：30　～　18：30
	日曜日・祝日	休園日
	コア時間	8：00　～　16：00

※　12 月 29 日から１月３日は休園日となります。

第９　提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、利用乳幼児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

（１）　当事業所の保育理念

一人ひとりの自己表現を大切にし、豊かな感性と創造力を高め、人間関係の基礎を育みます。遊びや生活環境の中で、子どもと大人が関わり、楽しい保育を提供していきます。乳幼児期の子どもが、大人の愛情を感じて安心して、生活できる環境を整え、一人ひとりを大切にした保育をする。集団の友だちといることの楽しさを味わう。

（２）　当事業所の保育の目標

０歳児…一人ひとりの生活リズムを大切にし、人と関わる喜びを知る。

１歳児…自己主張が芽生え、好きな遊びを通して生活のリズムをつける。

２歳児…自分でできるよう意欲を育て、遊び・遊具・絵本等を保育者と一緒に楽しむ。

（３）　当事業所の保育の内容に関する全体計画

遊びや生活環境の中で子どもと大人が関わり、楽しい保育を提供し、乳幼児期の子どもが大人の愛情を感じて安心して生活できる環境を整え、集団の友だちといることの楽しさを味わい、一人ひとりを大切にした保育をします。

（4）　その他（園行事）

避難訓練（防犯訓練）、お誕生日会、健康診断、クリスマス会、節分など

（5）　デイリープログラム（一日の流れ）

平　　日		土　曜　日	
時間	活　　動	時間	活　　動
7：30	開園 順次登園	7：30	開園 順次登園
8：00	保育短時間（8時間）開始 順次登園	8：00	保育短時間（8時間）開始 順次登園
9：30	おやつ	9：30	おやつ
10：00	遊び（室内外）、散歩（近隣の公園）	10：00	遊び（室内外）、散歩（近隣の公園）
11：30	給食	11：30	給食
12：00	午睡	12：00	午睡
14：00	午睡終了	14：00	午睡終了
14：30	おやつ	14：30	おやつ
15：30	順次降園	15：30	順次降園
16：00	保育短時間終了	16：00	保育短時間終了
18：30	保育標準時間終了	18：30	保育標準時間終了

※　離乳食、食物アレルギー対応食を提供します。

（6）　年間行事計画

月	行　　事
4月	・はじまりの会
5月	・こどもの日
6月	・内科検診　・歯科検診
7月	・七夕まつり
8月	・水遊び
9月	・地域交流会
１０月	・運動会
１１月	・落ち葉拾い　・内科健診
１２月	・クリスマス会
1月	・伝承遊び
2月	・節分
3月	・ひなまつり会　・お別れの会

※　誕生会・身体測定・避難訓練は随時実施します

（7）　給食の提供

栄養豊かな食事は、子どもの成長発達に大きな影響があると考えています。管理栄養士によって献立を作成し、自園調理をします。毎月の献立をお知らせします。安全安心の食材にこだわります。

（8）　その他の事業の実施状況

・社会福祉協議会、コミュニティーセンターなどと連携し、地域の方々と交流を深める。

第１０　利用料金

（1）保育にかかる利用者負担額（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

（2）短時間延長保育にかかる費用

短時間延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める上限額の範囲で、運営規程で定めた利用料をお支払いただきます。

（3）保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

・便宜に要する費用・・・当事業所では、第１０に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

区　分	項　　目	負　担　額
便宜に要する費用	帽子代	年額　800 円
	連絡帳代	年額　1200 円
	保険費	年額　315 円

第１１　利用の終了に関する事項

利用乳幼児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

（1）利用乳幼児が満 3 歳に到達して最初の 3 月 31 日を迎えたとき

（2）利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく教育・保育給付認定を受けられなくなったとき

（3）その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第１２　緊急時等の対応方法

（1）医療機関

利用乳幼児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。

医療機関の名称	医療法人る・ぷてぃ・らぱん
医　師　名	内藤　孝司
所　在　地	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 200 番地
電　話　番　号	052－622－5101

（2）災害共済給付制度への加入

当事業所では、日本スポーツ振興センターの保険に加入しています。

第１３　非常災害対策

暴風警報発令時	・保育時間中に発令された場合は、園児の登園後に市内に暴風警報が発令された場合は、管理者の判断により対応する。 ・保育時間外に発令された場合は、市内において、暴風警報が午前6時現在発令されており、継続が予想される場合は、園児の危険を予防し、不測の事態を未然に避けるため登園を見合わせるよう保護者に依頼する。 ・保育時間中に解除された場合は、園児の登園前に市内に暴風警報が発令されていて、通常の保育時間に解除された場合は、施設の保全状態を確認の上受託する。 なお、警報解除時の保育の再開については、保育所内の安全確認に要する時間、職員の参集に要する時間を考慮して、2時間以内を目安に受託する。
避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告、避難指示(緊急) 特別警報発令時	・保育時間中に発令された場合は、休園とし保護者に迎えを依頼し、避難場所へ園児とともに避難する。 ・保育時間外に発令された場合は、解除されるまでは休園とし、解除後登園して頂く。
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合は、情報の内容により、保育所等は休園になる場合がある。
避難訓練	・防災、非常その他、急迫の事態に備え、危険個所の点検や月一回以上の避難訓練（消火訓練）を実施する。
非常災害用備蓄	職員5人　子ども19人 ・備蓄用の食料 （粉ミルク、缶詰、乾パン等）・・・24人×3食分 ・備蓄用の飲料水・・・2ℓ×30本

第１４　防犯、事故防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、事故対応マニュアルを作成し、保育中に体調不良やケガが発生した場合には、子どもの状態に応じて保護者に連絡するとともに、嘱託医に相談し適切な対応を行います。

第１５　虐待の防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第１６　苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当事業所苦情相談窓口	窓口の設置場所　日本開発株式会社 愛知県知立市池端三丁目１番地１ 連絡先　0566-82-3383 苦情解決責任者　河合由嘉 苦情受付担当者　内田有紀子 担当者不在の場合の対応　三浦優芽 受付時間　9 時 00 分～16 時 00 分
第三者委員	窓口の設置場所　ジーフロー税理士法人 連絡先　052-604-5038 苦情解決責任者　代表　江原信成 苦情受付担当者　代表　江原信成 受付時間　9 時 00 分～16 時 00

第１７　その他留意していただきたいこと

（1）登園にあたって、朝の検温は健康状態を知ることはもちろん、親子の触れ合いの時間としても意味があるものです。抱っこして検温してください。

（2）忘れ物やいつもより食欲がない、夜何度も泣くなど気になることがあるときは保育士に声をかけてください。

（3）駐車場の利用については、近隣の方のご迷惑になりますので道路には止めないでください。

※この重要事項説明書の内容は、令和４年４月現在の情報です。